

令和6年度当別町社会福祉協議会事業計画

近年の社会福祉をめぐる状況は、少子高齢化や家族のあり方、地域社会の変容から、地域の誰ともつながらない「社会的孤立者」が生まれています。また、福祉ニーズの多様化から既存サービスでは応えられない生活課題も見られます。さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染蔓延による従業員の解雇はじめ低所得・不安定労働者等の生活に困窮する世帯が顕在化しています。このことからこれまで以上に、地域に暮らす全ての人達が、安心した生活をはじめ、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

このような中、当別町社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な組織として、住民はじめ行政、福祉団体、関係機関等との協働により、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいくために第7期地域福祉実践計画（令和4年度～令和8年度。以下「実践計画」という。）を基に具体的な実践事業を推進しているところです。

特に、行政から受託している成年後見支援事業、生活困窮者自立相談支援事業及び生活支援体制整備事業の3事業については、地域生活課題の解決に取り組んでいかなければならない重要な事業となります。

成年後見事業は、令和3年度から当別町と新篠津村より受託して広域的な事業として実施しております。高齢者や障がい者が住み慣れたまちで自分らしく安心して生活していくことを目途に、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、申立支援、市民後見人養成講座等の事業に取り組んでまいります。

生活困窮者自立相談支援事業は、新篠津村社会福祉協議会とコンソーシアムを組み、令和3年度から北海道石狩振興局より受託して、これも広域的な事業として実施しております。仕事や生活の困りごと、不安等を抱えている人からの相談を受け、相談者と一緒に自立に向けた目標や支援プランを作成するとともに、専門機関と連携して相談者の課題解決に取り組んでまいります。

生活支援体制整備事業は、令和4年度から当別町より受託して、生活支援コーディネーターを配置して住民、福祉関係団体等の様々な人々と連携、協力しながら、高齢者の生活課題や支援ニーズを掘り起こし、それらの解決や対応に向けた支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の支援（促進）に取り組んでまいります。

この他、高齢者のための配食サービス・買物支援等の**在宅福祉事業**、介護サービス事業、障がいサービス事業、地域支え合い活動・見守り活動等の**地域福祉事業**、サロン活動等の**介護予防事業**、**共同募金事業**、**ボランティア活動に係る事業**等々、それぞれの目的を達成させるために、令和6年度においても引き続き事業推進に努めてまいります。

次に、実践計画に基づき令和6年度の重点事業を説明いたします。

【重点推進事業】

1. みんなが安心して暮らせる地域づくり

○ 在宅福祉事業の推進

在宅で福祉サービスを必要とする方々に対し、配食サービス事業など在宅福祉サービスを実施します。

また、買い物支援などの支え合いの仕組みづくりとして、見守りと傾聴を行い地元商店と連携し、買い物御用聞きサポート事業の実施と遠方地区を対象に買い物送迎サービス事業を展開します。

○ 権利擁護の推進

福祉サービスの利用や生活費の管理などの不安を抱えている方を対象に、その支援や必要な書類の預かりや金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を継続して実施します。

また、認知症や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう「成年後見支援センター」を中心に、町村協定に基づき広域な成年後見制度の普及や啓発と円滑な制度運用ができる体制づくりに努めます。

○ 生活支援体制整備の推進

地域で生活支援サービスを担う事業主体と連携するために、生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図ります。

○ 生活困窮者世帯への支援（広域連携）

地域で生活課題や福祉課題などを抱えて暮らしている方々に対して、安心して地域で生活ができるよう、誰もが相談しやすい窓口体制の充実にも努めます。支援が必要な方に対して現状と課題を把握し、自立した生活が送れるように包括的・継続的な相談支援を行います。

また、当別町・新篠津村での広域において、生活困窮者世帯への生活安定や自立を促進するため、個々の状況に応じて幅広く相談を行うよう関係機関と連携し、資金貸付などの支援を行うとともに、北海道社会福祉協議会を中心に広域的に取り組んでいる「生活困窮者等に対する安心サポート事業」「就労準備支援事業」など緊急対応ができる体制づくりを進めます。

○ 介護保険等（受託）業務の推進

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活が送られるように利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、バイタルリンクを活用し利用者の状態の変化に応じて、速やかな情報共有体制を進めます。

感染症や自然災害が発生した場合でも介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続に向けた取組みの強化に努めます。

2. みんながつながる地域づくり

○ 地域福祉事業の推進

高齢者の増加に伴い、地域での見守り活動の基盤強化を進め、各町内会・自治会への福祉委員の複数設置を図り、地域での見守り活動の中から在宅高齢者の実態把握に努めます。

なお、これらの活動の中から援護を必要としている方の早期発見に努め、「閉じこもり」や「孤立死」を防ぐための、ふれあい・いきいきサロン事業や町内会・自治会に対する地域支えあい活動助成事業を引き続き実施します。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業等への対応

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごすこと、誰でも気軽に参加・交流できることを目的に、「介護予防サロン」等を継続的に開催します。

3. みんなが参加できる地域づくり

○ ボランティア活動の啓発・人材育成

ボランティア活動に関心を持ってもらうため、周知方法の検討や個人、団体ボランティア登録の強化推進を図ります。

また、生活支援体制整備事業との連携により、幅広いボランティア活動へのコーディネートを図ります。

○ 災害ボランティア活動の推進

災害発生時に備え、日頃から自力での避難が困難な方々への避難誘導や安否確認を町内会・自治会で対応ができるように自主防災組織の取組みが必要です。

発生初期における支援体制の構築や災害・緊急時における要援護者の支援を強化するため、町内会・自治会、関係団体等との連携による安否確認の仕組みづくりの一翼を担うとともに、当別町地域防災計画にあった災害ボランティアセンターの役割を担うこととなるため災害ボランティアセンター設置運営マニュアルにより関係機関、住民の理解を深めます。

また、北海道社会福祉協議会との災害救援活動の支援に関する協定に基づき、担当職員の配置と研修の実施、災害用備品の確保を図ります。

4. 社会福祉協議会の組織体制の強化

○ 会員加入の推進

社会福祉協議会の自主財源の確立を図り、地域に密着した事業の推進を目的として、会員会費制度について、住民、企業・団体等から理解と協力を得ながら、その定着に努めます。合わせて、地域福祉事業の周知に注力して新たな会員の加入を促進します。

1 安心して生活を送る仕組みづくりを推進します

◎=新規事業 ★=重点事業

実践事業	事業名	具体的な事業内容
(1)在宅福祉事業の推進	<p>①配食サービス事業の充実 配食サービス事業の在り方を検証し、サービス利用者の新規獲得に努め事業の充実を図ります。 ＊配食サービス・・・ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者・高齢者夫婦で食事の支度が困難な世帯に夕食を宅配し、声かけ訪問による安否の確認 ・利用回数 最大週5回 ・1食 自己負担額 470円</p> <p>ふれあい会食会の実施 配食サービスの利用者等を対象とした会食会の機会を増やすなど、事業の充実に向けた取り組みを実施します。</p>	<p>■サービス内容についての検討 ・利用者アンケート実施 ・ボランティア打合せ会議の開催</p> <p>■新規利用者の登録 ・地域包括支援センターとの連携 ・民生委員・福祉委員との周知活動</p> <p>■配食ボランティアの人材確保</p> <p>■ふれあい会食会の実施<年7回> ・通常開催・・・日中開催(6回) ・番外編・・・夕方開催(1回) ・参加者の送迎</p>
	<p>②買い物御用聞きサポート事業★ 買い物弱者を対象にサポーター(有償ボランティア)や地元商店の協力を得て見守り訪問を行います。</p>	<p>■新規利用者の登録★ ・行政、地域包括支援センターとの連携 ・民生委員・福祉委員との周知活動</p> <p>■有償ボランティアの人材確保 ・養成講座の協力</p> <p>■地元商店4店舗協力 ■買い物ツアーの実施(年2回) ・地元商店との連携、協力</p>
	<p>③買い物送迎サービス事業の実施★ 買い物に自由にいけない方を対象に付き添いボランティアの協力のもと、買い物同行支援を行います。</p>	<p>■買い物送迎サービス事業の実施 ・中小屋、金沢地区(月1回実施) ・弁華別、六軒町地区(月1回実施) ・川下、下川地区(月1回実施) ・新規地区を検討◎</p>
(2)権利擁護の推進	<p>①日常生活自立支援事業の体制整備★ 認知症や知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用や金銭管理の援助により自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づき支援を行います。 生活支援員の担い手を育成するとともに、生活支援員の資質向上に努めます。 本事業にかかる業務を北海道社会福祉協議会より業務受託し、自立生活支援専門員並びに指揮監督者を配置し、事業の推進を図ります。</p>	<p>■生活支援員の新規登録の推進 ■生活支援員研修会の開催 ■低所得者への利用料助成 ■制度周知と利用促進を図るためのチラシ作成 ■地域包括支援センターとの連携</p> <p>■業務受託内容★ 相談受付、利用契約締結に関する調査・調整、利用契約締結の手続き、モニタリング・評価、通帳等の預かり等</p> <p>■支援事業の迅速化</p>
	<p>②緊急事務管理★ 判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難な方に対し、一時的に通帳預かり、また、生活費の払い戻しなどの支援を行う。</p>	<p>■年金等の受け取りに関する手続き ■公共料金、医療費、家賃等の支払いに関する手続き ■日常生活に必要な預金の払戻し、預入れ等に関する手続き ■預貯金通帳、実印、銀行印、権利証、年金証書、保険証書、契約書類等の保管 ■日常生活に必要な範囲内での日用品、衣類等の購入</p>

実践事業	事業名	具体的な事業内容
(2) 権利擁護の推進	<p>③成年後見支援センターの運営(委託)★ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い日常生活や金銭管理等への支援を必要とする住民が増加していることから、在宅の高齢者や障がい者の権利擁護を担うため当別町より受託し成年後見支援センターを設置し成年後見制度を適切に利用できるよう推進します。 また当別町と新篠津村においての関係機関との連携及び協働により成年後見制度の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度の相談支援 ■ 成年後見制度の申立支援(町長、本人、親族申立て) ■ 成年後見制度に関する広報及び啓発 ■ 市民後見人の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座人材フォローアップへの協力 ■ 市民後見人候補者の登録及び受任調整 ■ 市民後見人支援体制の構築 ■ 法人後見事業受任の検討★ ■ 家庭裁判所との連絡協議会への参画◎ ■ 職員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・支援員(相談業務、申立て支援、広報及び啓発活動、講座の開催) ■ 当別町・新篠津村共同事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座 ・運営協議会の開催
(3) 生活支援体制の推進	<p>①生活支援体制整備事業(受託)★ 地域包括ケアシステムの実現に向け、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるように、これまでの社協活動や地域活動で培われた、互助や人との交流、地域とのつながりを重視して、助けあい・支え合いの輪を広げる「地域づくり」を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援コーディネーターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援ニーズと社会資源の把握 ・関係機関との連携 協議体(生活支援・介護予防サービス検討会議)の開催 ・サービス担い手養成とマッチング支援 ・ケアラー調査 ■ 地域包括支援センターとの連携 ■ 集いの場の新規立ち上げ
	<p>②断らない相談窓口 ・住民が抱える問題は多様化しており、その内容は複数の福祉行政領域にまたがるケースは少なくない。当別町総合保健福祉センター内においては、複合的な相談において、地域包括支援センターや子育て支援センター、成年後見支援センターなど機能を活かし、相談支援をスムーズに行えるよう体制整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談体制のコーディネート★ 当別町総合保健福祉センターの窓口を活かして、情報を共有しながら複合的な課題(子ども、障がい、高齢)をはじめ、様々な相談支援をする。 ■ 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合相談支援センターや消費生活相談窓口などと密接な連携が期待できる。
	<p>③心配ごと相談所との連携 地域の複雑、多様化する不安や心配ごとなどに対し、関係機関等との連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心配ごと相談所の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・専任相談員を1名配置し、毎月第4木曜日に面接相談及び電話相談を実施 ■ 各関係機関との連携による相談、情報提供の充実 ■ 心配ごと相談日の周知活動

実践事業	事業名	具体的な事業内容
(4)生活困窮者世帯への支援	<p>①生活困窮者自立相談支援事業★ 生活の困りごとや不安を感じている方に対するの相談窓口として、どのように支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また資金貸付事業や日常生活自立支援事業との連携強化し包括的な支援を行うことにより相談者の自立促進を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■自立相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとや生活不安を抱えている方へ相談 ■就労準備支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携支援 ■就労訓練事業 <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な働き方による就労の場の提供 ■家計改善支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家計の立て直しをアドバイス ■一時生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住居のない方に衣食住を提供します ■関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合相談支援センターや地域活動支援センター等と連携を図り、継続的な支援につながるよう取り進める。 ■職員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援員(支援困難ケースへの対応や社会資源の開拓、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成) ・就労支援員(職業訓練、就職支援) ・家計改善支援員(家計に関する相談支援) ・アウトリーチ支援員(引きこもり状態の方など訪問支援、同行支援)
	<p>②生活困窮世帯に対する支援事業★ 生活保護世帯や生活保護には該当しない世帯等に対して、制度の狭間に陥らないように生活するために必要な援助を行い生活困窮者のセフティーネットとして、社協の持つネットワークを活かし本事業への協力を努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■消費者ネットワーク協議会と連携 ■地域ケア会議との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・個別処遇検討会議や制度横断的合同事例検討会議等の既存会議を活用しながら、重層的支援会議等を開催する。 ■生活困窮者等に対する安心サポート事業の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等への「相談支援」や「緊急対応が必要な場合の経済的援助(現物支給)」などにより制度の狭間の対応を行う。
	<p>③福祉金庫資金、生活福祉資金の貸付 経済的に不安を抱えている世帯への相談を受け、必要に応じて貸付を行うほか、世帯の課題が解決できるように社協の持つネットワークを活かし本事業への協力を努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■生活福祉資金貸付事業(道社協委託) <ul style="list-style-type: none"> ・道社会福祉協議会から委託を受け、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、世帯の自立を支援するための資金の貸付を行う。 ■福祉資金貸付事業(独自) <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者世帯の生活の安定を図るため、生活資金の貸付を行う。 ■特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金等)の償還相談★ <ul style="list-style-type: none"> ・特例貸付を受けた世帯に対して、償還相談を行います。

実践事業	事業名	具体的な事業内容
<p>(5)介護保険等(受託)業務の推進</p>	<p>①介護保険等、各種受託事業の契約に沿ったマニュアルの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者虐待マニュアル ■認知症対応マニュアル ■介護予防マニュアル ■感染症マニュアル ■新型コロナウイルス感染症予防の徹底
	<p>②利用者・家族に必要な情報提供と信頼と安心のできるサービス提供 利用者、家族との信頼関係を築き、安心して利用しやすいサービスの提供を行います。 利用者、家族へのアンケートを実施して利用状況の把握と新たなニーズの発見に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■デイサービス ■ホームヘルプサービス ■自立支援ホームヘルプサービス ■移送サービス ■障がい者移動支援サービス
	<p>③デイサービス事業の推進★ 介護保険法における要支援、要介護認定を受けた方を対象に生活相談、養護、日常動作訓練、健康チェック、レクリエーション、創作活動、入浴、食事、送迎を基本サービスとして実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■社会交流の促進 ・社会交流の場を提供して孤立感の解消、心身機能の活性化を図ります。 利用定員27名 ■世代間交流事業★ 幼児、小中学生との交流を積極的に行い、活性化を図ります。 ■相談援助 ・生活の中で不安に感じている事など、様々な相談に応じ、在宅生活の充実と環境づくりに必要な助言を行います。 ■関係機関との連携 ・健康状態の確認をして不安の解消、変化の早期発見に努め関係機関との連絡調整を行います。 ■安心・安全な送迎 ・介護職員の介助により安全な送迎を行い、利用者・家族のご希望に沿えるよう柔軟に対応します。 ■食事の提供 ・利用者の身体状態、嗜好に合わせた内容となるようバランスがとれ、季節の食材を使った食事を提供します。 ■入浴介助 ・健康や身体状態に合わせて気持ち良く入浴が出来るよう支援します。 ■機能訓練指導★ ・ゴムチューブ、エキスパンダー等を使用する事で自身の体をつかい日常生活に必要な体感・筋力等を鍛えます。認知症の予防、進行を遅らせるように脳トレーニングを行います。定期的な評価を行い、個々に適した機能訓練を実施します。 ■レクリエーション ・季節の行事や各種ゲームを行い身体機能の向上とリフレッシュを図ります。 ■ボランティア受入 ・ボランティア活動の受入れ

実践事業	事業名	具体的な事業内容
<p>(5)介護保険等(受託)業務の推進</p>	<p>④ホームヘルプサービス事業 介護保険法における要支援、要介護認定を受けた方を対象に生活援助、相談援助、身体介護、通院等乗降介助、介護予防、家事援助を実施します。</p>	<p>■生活援助 ・利用者の環境や生活習慣に応じた援助により自立してうるおいある生活が送れるよう支援します。</p> <p>■相談援助★ ・生活に密着した関わりの中で、様々な相談に応じ、在宅生活の充実と環境づくりに必要な助言を行います。情報がスムーズに伝達できるよう工夫します。</p> <p>■家事援助 ・利用世帯の状況に配慮した炊事・洗濯・掃除・買い物などの支援を行います。</p> <p>■身体介護 ・介護の必要性に応じて、移動・体位交換・入浴などの介助を行い、日常生活の支援を行います。</p>
	<p>⑤自立支援ホームヘルプサービス事業 障がい者自立支援法における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児童を対象に身体介護、日常生活支援、通院等乗降介助、家事援助を実施します。又、視覚障がい者を対象に外出援助を実施します。</p>	<p>■自立支援ホームヘルプサービス ・障がい者等へ上記(ホームヘルプ事業)と同様のサービスを提供します。</p> <p>■同行援護 ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する者に同行して、視覚的情報の支援(代筆・代読含む)排泄・食事等の支援を行います。</p>
	<p>⑥移送サービス事業 介護保険ホームヘルプサービス、障がい者自立支援ホームヘルプサービス事業に登録された利用者、また、障がい者移動支援事業で登録をされた方を対象に通院、社会参加等を支援します。</p>	<p>■移送サービス ・専門知識のあるスタッフが目的地まで安全に移動の介助をおこなうことで活動範囲を広げ、自立した生活ができるよう支援します。</p> <p>■専門スタッフの充実 ・利用者の増加に対応できるよう専門スタッフの充実に努めます。</p>
	<p>⑦障がい者移動支援サービス事業 屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すための外出支援を行います。</p>	<p>■障がい者移動支援 ・障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すための外出支援を行います。</p>
	<p>⑧研修会の実施 定期的な研修、介護スタッフのスキルアップ研修会や講座を行い資質向上を図ります。</p>	<p>■スキルアップ講座の実施 ■職員内部研修、会議の実施 ・デイサービス職員会議、勉強会の実施 ・ホームヘルパー研修及び検討会議の実施</p> <p>■外部研修の実施 ■感染症予防の研修★ ■BCP対策(災害・感染)★</p>
	<p>⑨事業評価の実施 事業評価を実施し、サービスの向上、新たなニーズの発見に努めます。</p>	<p>■事業評価の実施 ■アンケートの実施 ■サービス内容の公表 ・北海道介護サービス情報公表センターへの公表</p>

実践事業	事業名	具体的な事業内容
(6)災害・緊急時への対応	①災害時における要援護者支援連携 災害時における要援護者の支援を強化するため、町内会・自治会、民生児童委員、福祉委員等との連携による安否確認の仕組みづくりを検討します。当別町地域福祉支援台帳を基に支援を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内会・自治会での組織体制整備支援 ■ モデル地区の指定 ■ 地域支えあい活動助成金を活用した事業の推進 ■ 当別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの活用(平成28年度制定) ■ 道社協との災害救援活動の支援に関する協定締結
	②災害時要援護者の情報共有化 災害時における要援護者の把握に努め、個人情報に十分配慮した中で、当別町地域福祉支援台帳の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当別町地域福祉支援台帳の活用 ・一人暮らし高齢者の住所、氏名、生年月日、緊急連絡先 社協が管理し安否の確認等の見守り活動に活用するほか台帳の関係機関との共有
	③災害時防災用品の整備 災害活動時における、防災用品の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災用品の購入 ■ 防災用品の貸出 (災害派遣等による場合) テント・発電機・トランシーバー等